

公益財団法人SOMPO美術財団
2026年度事業計画
(2026年4月1日～2027年3月31日)

I 方針

1. SOMPO美術財団のパーパス

“安心・安全で信頼される美術館として 芸術文化で心豊かな社会をつくり 芸術文化を未来へつなぐ”

＜社会に提供する3つの価値＞

- 多様性のある人材やつながりにより、芸術文化の今と未来をつくる力を育む
- 身近な美術鑑賞の場の提供により、人々の感性と知的好奇心を刺激する
- ≪ひまわり≫をはじめとするコレクションを守り、活動成果とともに未来に残す

2. 事業計画の骨子

パーパスの実現に向けて、“SOMPOらしさ”を活かした取組を行い、社会に貢献する。

＜パーパスの実現に向けた2本柱＞

- 美術館で実体験できる「個性的で魅力的な展覧会」で、心豊かな社会をつくる。
展覧会の開催や館藏品等の貸与を通じ、広く一般に美術作品鑑賞機会を供することで、文化芸術の振興と国民生活の向上に寄与する。
- 芸術文化の知見を活かして、社会課題の解決に取り組む。
芸術文化の人づくり(美術鑑賞教育の普及支援や美術家の支援等)や福祉分野での芸術文化の活用等を通じて美術界の持続的発展に寄与する。

II SOMPO美術館関係事項

7月8日に開館50周年を迎えるにあたり、パーパスに即した新宿における美術館のプレゼンスアップを目的に、前年度から引き続き2027年2月末までの期間において、「SOMPO美術館50周年プロジェクト」を実施する。

1. 美術館で実体験できる「個性的で魅力的な展覧会」で、心豊かな社会をつくる。

＜1＞ 美術作品の収集、保存、公開(博物館法第13条第3項、公益目的事業1)

(1) 展覧会の開催(博物館法第13条第6項)

以下の5つの展覧会を開催し、年間235日開館する。

開館50周年記念 ウジェーヌ・ブーダン展

会期:4月11日(土)～6月21日(日) 開館日数:62日間

共催:朝日新聞社、テレビ朝日

開館50周年記念 山口華楊展

会期:7月11日(土)～8月30日(日) 開館日数:44日間

共催:毎日新聞社

開館50周年記念 アルベール・マルケ展(仮称)

会期:9月22日(火)～12月13日(日) 開館日数:71日間

共催:共同通信社、東京新聞

開館 50 周年記念 生誕130年 東郷青児展(仮称)

会期:2027年1月9日(土)~2月21日(日) 開館日数:38日間

FACE展2027/絵画のゆくえ2027 ※同時開催

会期:2027年3月6日(土)~3月28日(日) 開館日数:20日間

共催:読売新聞社

(2) 展覧会鑑賞支援

- ① 展覧会出品リストや作品解説等を充実させ、展示室における日英表記のほか、二次元コードによる多言語表示等の情報提供手段の多様化を図る。
- ② 展覧会図録の販売のほか、鑑賞ガイドの配布や音声ガイドの貸し出し、学芸員によるギャラリートーク(予約制・有料)等を実施する。

(3) 館蔵品・資料・文献の収集・整備(博物館法第13条第1項第3号)

① 作品収集に関する事項

- A. 公募コンテスト「FACE2027」において、グランプリ受賞作品を収蔵する。
- B. 館蔵品及び展示作品に関連した資料・文献を収集する。
- C. 50周年にあたる当年度をコレクション充実に向けた本格的なスタートの年と位置づけ、外部有識者で構成される「運営委員会」を活用し、第三者による客観的評価と助言を受けることで公平性や透明性を確保する。

② 館蔵品展示

- A. 《ひまわり》は3階展示ケースにて常設展示する。
- B. 原則として、展覧会に併設して館蔵品展示スペースを確保する。
- C. 独自にパッケージ化した東郷青児企画展の地方美術館での開催を支援する。

③ 作品保存に関する事項

- A. 館蔵品のメンテナンスやクリーニング、額の改善等を実施する。
- B. IPM(総合的有害生物管理)による作品保全を図る。

④ 作品・資料等のデータ整備

- A. 館蔵品デジタルアーカイブスでの作品画像公開は当年度の完成を目指す。
- B. 東郷青児関連資料は、目録化と権利整理を行い、2028年度にデジタルアーカイブスの完成を目指す。
- C. 前年に公開したFACE入選作品のデジタルアーカイブス(作品画像及び作家紹介)は毎年情報を更新していく。

⑤ 東郷青児、東郷たまみの著作権管理を管理規程に基づき適正に行う。

(4) 館蔵品の貸与(2026年2月末現在の予定)

貸与期間	貸与作品
2026年7月~10月	東郷青児《ピエロ》
2026年7月~2027年1月	ルノワール《帽子の娘》
2026年11月~2027年1月	笠井誠一《二つの卓上静物》
2027年1月~2028年6月	ルノワール《浴女》

(5) 調査・研究(博物館法第13条第3項)

① 運営委員会の開催

当年度も館長の諮問機関である運営委員会を開催し、展覧会に関する意見収集等

を実施する。

②企画・研究力の向上

学芸アドバイザーによる指導体制を継続するほか、国内外美術館の視察・交流や共同研究、作品調査、研修等への参加を推進する。

③図録・書籍の執筆、講演等

図録や鑑賞ガイド、美術書籍、音声ガイド等の執筆・監修に関与するとともに、展覧会や館蔵品に関する原稿執筆や講演等の依頼に対して積極的に協力する。

④2027年度上期刊行に向けSOMPO美術館50年史の編纂作業を継続する。

<2> 展覧施設の運営管理(博物館法第13条第5項)

(1) 施設運営(公益目的事業1)

①祝休日の月曜日に開館した場合は翌平日を休館とし、新たな取組や作品貸与作業、設備点検等の日数を確保する。

②観覧料の「25歳以下割引」を継続し青少年の来館を促進する。また、高校生以下又は18歳未満の観覧料は無料とする。

③展覧会会期中(FACE展／絵画のゆくえを除く)、毎週金曜日の開館時間を20時まで延長するとともに、年間パスポート発行により新宿のビジネスパーソンや新宿区民等の来館を促す。

④日時指定制は導入せず、館内での当日券販売のほか、オンライン等による事前購入券の販売や当館ウェブサイトやSNSでの混雑情報のリアルタイム発信等により、館内の混雑緩和を図る。

⑤展示室での作品撮影については、エリアや点数を制限することにより、撮影に伴うラブルを減らすとともに、鑑賞に専念したいというニーズとのバランスを取る。

⑥運営スタッフの安定的な人員確保と業務品質の向上を図るとともに、事業会社やビル管理会社とも連携し、災害の発生や非常時等の対応力を強化する。

(2) 来館者サービスの提供

①ミュージアムショップの運営(公益目的事業1)

芸術文化の振興と展覧会への理解を深めることを目的に頒布品の充実を図る。また、開館50周年プロジェクト期間において、50周年記念ロゴや収蔵品をモチーフにしたオリジナルグッズのほか、新宿の企業や店舗と連携したグッズ等を販売する「新宿ブース」を設置し、新宿の街の魅力を発信する。

環境負荷軽減のため、過剰包装を減らし、紙やバイオマス素材の包装を取り入れるとともに、商品の入荷数を調整し、廃棄量の軽減に努める。

②ミュージアム・カフェ等の運営(収益目的事業1)

来館者に対し、ミュージアム・カフェや自動販売機にて、飲食物の提供、販売を行う。カフェは、展覧会会期中(FACE展／絵画のゆくえを除く)の土日祝日に営業し、セルフサービス式で飲料と焼き菓子を提供する。開館50周年プロジェクトを活用して利用者増を図る。また、環境配慮型商材を使用し、食材の廃棄を減らす取組を強化する。なお、ミュージアムショップの混雑状況によっては営業休止を判断する。

<3> 広報活動

(1) 開館50周年プロジェクト

新宿区や新宿の企業や店舗とのコラボレーションを展開し、新宿の街の魅力を広く発信するとともに当館の認知度向上を図る。

① デジタルスタンプラリー第2期(6月下旬から約1ヵ月)

「アートな新宿再発見」をテーマに、新宿駅周辺15の飲食店を巡るスタンプラリーを実施し、新規来館を促す。

② 50周年記念コンサート(7月26日)

新宿区立新宿文化センターにてSOMPOフィルハーモニー管弦楽団による無料コンサートを実施(予約制)。新宿区民枠を設ける等、区民への認知度向上を図る。

③ 落語イベント(秋)

専門学校と連携し西新宿の施設において落語を中心としたイベントを実施する予定。地域連携による若年層へのアプローチを試みる。

④ その他連携イベントを適宜実施する。

(2) マスコミ・自治体等との連携

① マスコミ等への情報発信や取材対応を行い、新聞やウェブサイト等での記事掲載により当館および展覧会の認知度を高める。

② 東京都や新宿区、西新宿エリアマネジメント事務局や観光協会等とも連携し、来館者の誘致を図る。

③ 世界の文化施設を紹介するアプリ等を活用し、海外への情報発信を強化する。

(3) 当館ウェブサイト、SNSによる情報発信

① 当館ウェブサイトの50周年特設ページを活用し、記念展覧会や各種コラボレーション等を積極的に告知する。

② 展覧会予告動画の配信やSNSによる情報発信を計画的に実施し、展覧会の認知度を高める。

③ フォトスポットの設置や作品の撮影許可等により、来館者による情報発信を促す。

(4) 広告の実施

交通広告や新聞広告のほか、ウェブ広告やSNS広告を積極的に活用し、広報媒体の多様化を進めるとともに、費用対効果を意識して媒体の取捨選択を行う。

2. 芸術文化の知見を活かして、社会課題の解決に取り組む(公益目的事業1)

<1> 福祉分野での芸術文化の活用

介護サービス事業大手のSOMPOケアと連携した高齢者施設への鑑賞動画の提供を継続するとともに、SOMPOグループのシンクタンク等と連携し、高齢者施設入居者の美術鑑賞に関する調査・研究を進める。また、当館ウェブサイトでも鑑賞動画を公開し、美術館への来館が難しい方たちに鑑賞機会を提供する。

<2> 美術鑑賞教育の普及支援

(1) 新宿区との覚書に基づき、(公財)新宿未来創造財団やガイドスタッフ等と連携した「対話による美術鑑賞」を継続実施し、新宿区立小中学校の美術鑑賞教育を支援する。

- (2) 休館日に一般向けの対話による鑑賞会(予約制・有料)を実施し、多様な鑑賞方法の支援を通して来館者ニーズを把握するとともにガイドスタッフのスキルアップを図る。
- (3) 新宿区以外の学校、国・地方自治体等からの美術鑑賞教育に関する視察・支援依頼に対しては、可能な範囲において協力するとともに他の美術館等との交流を深め、当館の活動に活かしていく。
- (4) ガイドスタッフを新規に採用・養成するとともに、ガイドスタッフ全員を対象にした研修会・講演会を開催し、スキルアップを図る。

<3> 美術家の支援、表彰

(1) 「FACE2027」の全国公募コンテスト

全国公募した作品の中から審査会で入選作品約60点とそこからグランプリを始めとする受賞作品9点を選考し、「FACE展2027」に展示する。25歳以下の出品料無料と30歳未満を対象にした「U30フロンティア賞」提供により、青少年の出品を促進する。また、表彰式・内覧会を開催することで、作家と美術評論家やマスコミ、マーケット等がつながる場を提供する。

なお、翌年度にグランプリ受賞者と優秀賞受賞によるグループ展「絵画のゆくえ2028」を「FACE展2028」と同時開催し、受賞後の制作活動を支援する。

審査員は当館館長のほか以下の4名である。

大島徹也氏(多摩美術大学 教授/多摩美術大学美術館 館長)

秋田美緒氏(国立西洋美術館 学芸課 研究員)

田中龍也氏(群馬県立近代美術館 学芸員)

能勢陽子氏(東京オペラシティ アートギャラリー シニア・キュレーター)

(2) 「SOMPO美術館賞」の授与

将来性ある美術家を支援することを目的に、美術団体が実施する公募展の平面作品に「SOMPO美術館賞」を授与する。前年度から開始した第二期における授与団体は第一期と同じ以下の22団体とし、授与の対象年齢を50歳以下とする。

【第二期(2025年度～2027年度)授与団体】

水彩連盟、(一社)示現会、(一社)創元会、(一社)光風会、(一社)春陽会、モダンアート協会、(一社)東光会、国画会、(一社)太平洋美術会、女流画家協会、(一社)旺玄会、現代美術家協会、(一社)日洋会、(公社)日本水彩画会、(公社)二科会、行動美術協会、一水会、新制作協会、独立美術協会、(一社)二紀会、白日会、(一社)日本版画協会

<4> 油彩画等の保存修復の取組

日本における油彩画等の保存修復や修復人材育成への貢献を目的として、昨年度に引き続き、損保ジャパン所有作品のコンディションチェックによる企業特有の損傷傾向の取得やデータベース構築作業を実施するとともに、保存修復室稼働に伴う要員体制や修復機材の整備、「美術品ドック」の仕組みづくりを進める。

3. ネットワークの構築・活用等(公益目的事業1)

<1> ネットワーク構築・活用

- (1)開館50周年プロジェクトを通して新宿区や新宿所在の企業や店舗との連携を強化し、西新宿エリアの再整備や新宿の街づくりに貢献する。
- (2)展覧会の魅力を高めるため、国内外の美術館との関係強化や情報交換に取り組むとともに、社会課題解決のため大学や企業等とも連携を模索する。
- (3)文化庁や日本博物館協会、全国美術館会議、私立美術館会議等の所属団体のネットワークや情報を企画や美術館運営、広報活動等に活用する。

<2> デジタルの活用

- (1)当館ウェブサイトを効率的、効果的にリニューアルするため、サーバーの安全性確保のほか、閲覧者ニーズや他館との比較調査等を行い、具体的な改修計画を策定する。
- (2)来館者向けサービスや鑑賞ツールのデジタル化を進めるとともに、作品の高精細画像の活用に向けた検討を継続する。
- (3)オンラインチケットシステムから得られる来館者の属性情報やアンケートから収集された定性情報を分析し、美術館運営や広報活動等に活用する。
- (4)ネットレジを活用してチケットやミュージアムグッズ、カフェの販売状況等を分析し、来館者ニーズを把握するとともに機会損失や不良在庫の軽減に取り組む。

<3> 公共への協力

国、地方自治体、教育機関あるいは美術研究家等からの調査・研究への協力依頼、施設及び資料提供等の要請に対して協力する。

III 一般事項

1. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律をはじめとした諸法令の改正を受け、財団の定款及び諸規程等を見直し、適切な法人運営に努める。
特に、新しい公益法人制度や公益法人会計基準等への対応を優先して検討、実施する。
(新会計基準等の対応期限は2028年度まで)

【公益法人制度改正の概要】 —内閣府資料より抜粋

社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な公益活動を行っていただけるよう、自律的な経営判断が尊重されるとともに、透明性が高く信頼性が高い仕組みへと見直す取り組みです。

- 財務規律の柔軟化・明確化 (より自由な資金活用)
 - ・収支相償原則・遊休財産規制の見直し
- 行政手続の簡素化・合理化 (より柔軟な事業展開)
 - ・変更手続の見直し、申請手続・処理の見直し
- 自律的ガバナンスの充実、透明性向上 (更なる信頼確保)
 - ・3区分経理(公益目的事業、収益事業等、法人運営)の原則化
 - ・情報開示の拡充
 - ・ガバナンスに関する見直し

2. 事務局における暗黙知の明文化を推進し、組織の再現性を高める。併せて、災害やパンデミック等の不測の事態に備え、職場環境と要員体制の整備を進める。
また、行政手続き等の電子申告・電子申請に取り組むとともに、事務局における事務処理の電子化を推進する。

以上